

# 1 総合的な自立支援システムの構築

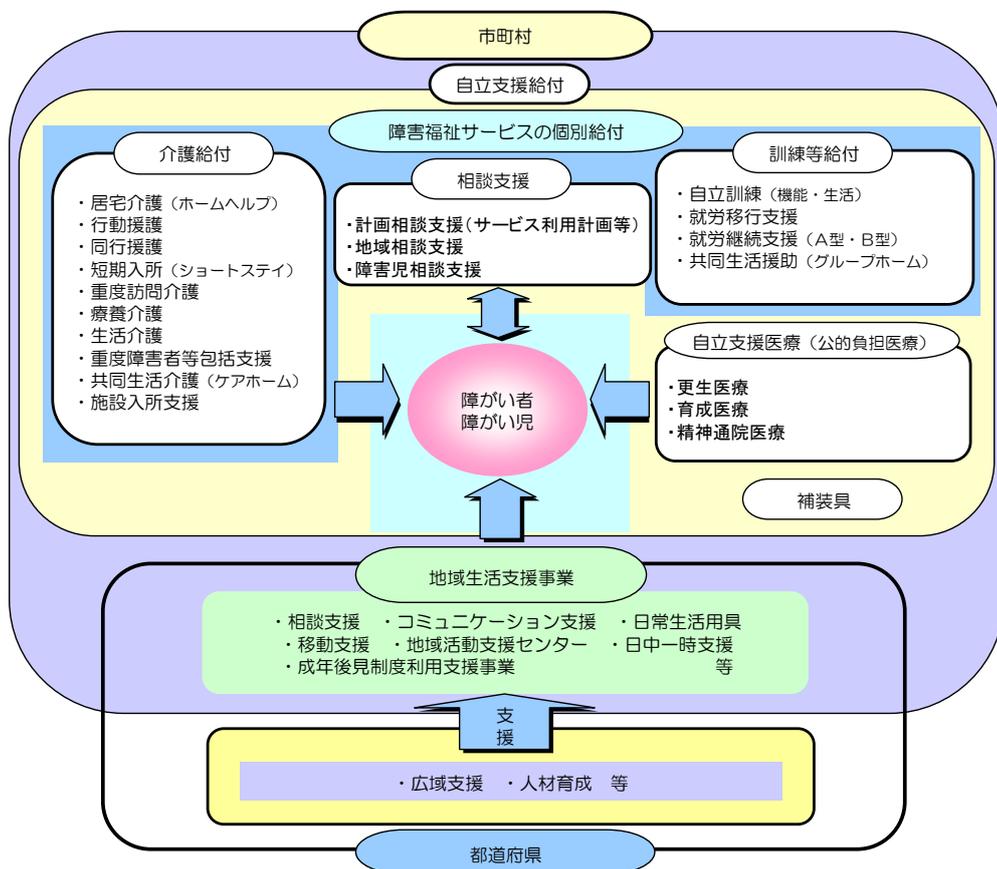
障害者自立支援法に基づくサービス体系は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」「職住分離」を進め、障がい者の希望により、複数のサービスを利用し、地域生活への移行を目指し、障がいの特性や程度などに応じて利用できるようになっています。これらのサービスは、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」には、在宅や施設の介護サービスを提供する「介護給付」、適性に応じた自立訓練や就労支援などを提供する「訓練等給付」があり、これらが組み合わせるよう利用できるように「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に分類されます。その他に、個々の生き方や暮らしの状況に応じ相談や助言、ケアマネジメントを実施する「相談支援」があります。

障害福祉サービス及び相談支援は、国と地方公共団体が費用を負担する自立支援給付に位置づけられ、障がいの種別にかかわらず全国一律の共通したサービスが提供されます。

「地域生活支援事業」は、市町村及び都道府県が創意工夫によって利用者のニーズや状況に応じて柔軟に実施するもので、相談支援事業、成年後見制度利用促進事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業などがあります。

図 6-1 総合的な自立支援システムの構築



## 2 第2期まで（平成23年度末）の実績の推移

第1期及び第2期障害福祉計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度末を目標年度として、(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行、(2) 退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行、(3) 福祉施設から一般就労への移行の3つの目標値を設定しました。

なお、目標値の設定にあたっては国の基本指針を踏まえつつ、地域の実情に則して設定し、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神に障がいのある人など、今後サービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実等を図ってきました。

【第2期までの基本指針に定める数値目標の実績】

数値目標	第2期 数値目標 (23年度末)	実績		備考	
		第2期			
		平成 21年度	平成 22年度		
(1) 施設入所者の 地域生活への 移行	平成17年10月1日現在の施設入所者	134			
	第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行。	14	2	5	現在の施設入所者のうち、施設入所からGH、CH等へ地域移行した人の数
	平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上を削減。	10	9	16	現在の施設入所者のうち、平成17年10月1日から平成23年度末までに削減した人の数
(2) 退院可能精神障がい者数	平成17年10月1日現在の退院可能精神障がい者数	45			
	平成23年度末の退院可能精神障がい者数を平成17年現在の人数から15%を削減	38	38	38	
(3) 福祉施設から一般就労への移行	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数	1			
	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定。	4	3	8	福祉施設を退所し、一般就労した人の数

※入所施設：身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等

※地域生活への移行：入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をGH、ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう。(家庭復帰を含む。)

※福祉施設：(身体障害者施設)更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設  
(知的障害者施設)更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設  
(精神障害者施設)生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

※施設入所からグループホームやケアホーム等に移行した人数(ただし、新規入所者は除く)

## 3 障害者自立支援法の改正内容

障害者自立支援法の廃止と平成25年（2013年）8月に予定されている「障害者総合福祉法（仮称）」の施行までの“つなぎ”として「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）が平成22年12月3日に参議院で可決、成立し、以下の内容を勘案し、今後の障害福祉サービスの確保方策及び目標の設定を行いません。

### （1）基本的考え方

障がいのある人が自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認するとともに、日常生活または社会生活において受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障がい者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障がいを理由とする差別のない社会づくりを目指し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指すものです。

### （2）整備法の概要

① 趣旨	公布日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記</li> </ul>
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日から施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者負担について、応能負担を原則に</li> <li>障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減</li> </ul>
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化</li> </ul>
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行 ※自立支援協議会については、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制の強化〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕</li> <li>支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大</li> </ul>
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）</li> <li>放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設</li> <li>在園期間の延長措置の見直し〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕</li> </ul>
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日から施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設</li> <li>重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）</li> </ul> <p>(その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討</p>

(1)(3)(6) :  
公布日施行  
(2)(4)(5) :  
平成24年4月1日  
までの政令で定める  
日から施行

## 4 平成26年度※までの重点課題と数値目標

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成26年度を目標年度として、次の3つの目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行
- (3) 福祉施設から一般就労への移行

なお、目標値の設定にあたっては国の基本指針を踏まえつつ、地域の実情に則して設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神に障がいのある人など、今後サービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実等を図ります。

※ただし、現在「障害者総合福祉法（仮称）」の平成25年8月までの実施を目指しており、本計画期間中に見直すこととなる可能性があります。

## 1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する数を見込み、その上で、平成 26 年度末の段階において地域生活に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

- ・平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
  - ・平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

区 分	数 値			考 え 方
	身体障害者施設	知的障害者施設	合 計	
現時点の施設入所者数 (A)	33人	101人	134人	現時点は平成 17 年 10 月 1 日の数とする
平成 26 年度末の施設入所者数 (B)	31人	89人	120人	平成 26 年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】削減見込 (A - B)	2人	12人	14人	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数※	2人	39人	41人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した者の数

※入所施設：身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等

※地域生活への移行：入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を GH、ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう。(家庭復帰を含む。)

※福祉施設：(身体障害者施設)更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設  
(知的障害者施設)更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設  
(精神障害者施設)生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

※施設入所からグループホームやケアホーム等に移行した人数(ただし、新規入所者は除く)

## 2 入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神に障がいのある人(以下「退院可能精神障がい者」という。)が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 26 年度末における退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の退院可能な精神障がい者数	45人	平成 17 年 10 月 1 日現在の退院可能精神障がい者数
【目標値】減少数	35人	上記のうち、平成 26 年度末までに減少を目指す数

### 3 福祉施設利用者の一般就労への移行

#### (1) 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。
- 平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

#### (2) 就労支援事業の利用者数

- 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。
- 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	1人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 26 年度の年間一般就労移行者数	6人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の施設利用者数※	493人	平成 26 年度において福祉施設を利用している者の数
【目標値】平成 26 年度の就労移行支援事業利用者数	20人	平成 26 年度において就労移行支援を利用している者の数
平成 26 年度の就労継続支援事業利用者数	178人	平成 26 年度において就労継続支援事業を利用している者の数
【目標値】平成 26 年度の就労継続支援（A 型）事業利用者数	18人	平成 26 年度において就労継続支援（A 型）事業を利用している者の数

※施設利用者数は、日中活動系サービス（児童デイ、療養、短期除く）利用者とした。

## 5

## 障害福祉サービス提供の実績と必要な見込み量及び見込み量確保のための方策

## 1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

## ① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ホームヘルパーが家庭を訪問し、排泄・入浴・食事の介護サービスや、洗濯・掃除・日用品の買い物といったサービスを提供します。

## ② 重度訪問介護

- 重度の肢体不自由のための常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービスを提供します。

## ③ 同行援護（平成23年10月1日より障害者自立支援法の一部改正に伴い創設）

- 視覚障がい、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行ないます。

## ④ 行動援護

- 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人または統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービスを提供します。

## ⑤ 重度障害者等包括支援

- 常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

## ● 利用状況と課題 ●

サービス利用の伸びとともに、退院可能な精神に障がいのある人をはじめとする新たなサービス対象者の利用を想定しつつ、サービス提供体制の整備を進め、住みなれた地域や自宅等での生活や地域生活への移行を支えていくことが課題です。

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問系サービス	サービス見込量(時間)	21,302	21,712	22,683
	実績値	20,872	25,627	29,092
	サービス利用者見込数(人)	73	76	107
	実績値	83	118	130
居宅介護	サービス見込量(時間)	9,300	9,600	9,900
	実績値	10,958	14,054	16,360
	サービス利用者見込数(人)	62	64	66
	実績値	73	107	97
重度訪問介護	サービス見込量(時間)	11,340	11,340	11,340
	実績値	8,822	9,821	10,404
	サービス利用者見込数(人)	5	5	5
	実績値	4	4	4
同行援護	サービス見込量(時間)	—	—	560
	実績値	—	—	440
	サービス利用者見込数(人)	—	—	28
	実績値	—	—	22
行動援護	サービス見込量(時間)	662	772	883
	実績値	1,092	1,752	1,888
	サービス利用者見込数(人)	6	7	8
	実績値	6	7	7
重度障害者等包括支援	サービス見込量(時間)	0	0	0
	実績値	0	0	0
	サービス利用者見込数(人)	0	0	0
	実績値	0	0	0

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値（同行援護は利用見込み数）

● 必要な量の見込み ●

(1 月あたり)

		平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	1,739	2,136	2,424	3,109	3,307	3,525
	人	83	118	130	143	156	170

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値（同行援護は利用見込み数）

● 見込み量確保の方策 ●

- 十分な訪問サービスが提供できるよう、事業者の育成、民間事業者における 24 時間のサービス提供への支援に努めます。
- 今まで利用されていた人の利用だけでなく、新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスが利用できるよう努めます。

## 2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所（ショートステイ）」のサービスがあります。

### ① 生活介護

- 常時介護を要する障害程度区分3以上（50歳以上は障害程度区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- 病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス。（機能訓練）
- 病院や施設を退院・退所した人などで社会的リハビリテーションの実施が必要な人を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス。（生活訓練）

### ③ 就労移行支援

- 65歳未満の人のうち、企業等への就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な訓練等を行うサービスです。

### ④ 就労継続支援（A型）

- 65歳未満の人（利用開始時）のうち、就労移行支援事業を利用したが、企業等への雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人、企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係の状態にない人などに対して、就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所における雇用契約に基づく就労を可能にするよう支援するサービスです。

### ⑤ 就労継続支援（B型）

- 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

### ⑥ 療養介護

- 常時介護を要する障がいのある人であって、常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

### ⑦ 児童デイサービス（※平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援に移行します）

- 障がい児に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活へ適応訓練等のサービスを実施します。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

- 障がい者（児）を在宅にて介護している保護者などが、一時的に介護することが困難な場合、障がい者（児）を障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービスです。

● 利用状況と課題 ●

施設入所者や退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行を支援するために、サービス利用の伸びを踏まえつつ、自立訓練等の提供体制を整備する必要があります。また、一般就労に向けた就労移行支援等の提供体制の整備を進め、住みなれた地域や自宅等での生活や地域生活への移行、福祉的就労から一般就労への移行を支えていくことが課題です。

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	サービス見込量(人日分)	632	1,984	2,337
	実績値	1,183	3,148	4,439
	サービス利用者見込数(人)	43	135	159
	実績値	68	159	222
自立訓練(機能訓練)	サービス見込量(人日分)	0	0	0
	実績値	0	0	0
	サービス利用者見込数(人)	0	0	0
	実績値	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	サービス見込量(人日分)	39	39	39
	実績値	45	39	38
	サービス利用者見込数(人)	3	3	3
	実績値	5	11	8
就労移行支援	サービス見込量(人日分)	51	187	187
	実績値	59	61	91
	サービス利用者見込数(人)	3	11	11
	実績値	3	8	6
就労継続支援A型	サービス見込量(人日分)	102	123	143
	実績値	164	185	237
	サービス利用者見込数(人)	5	6	7
	実績値	8	13	12
就労継続支援B型	サービス見込量(人日分)	533	741	741
	実績値	548	1,588	1,972
	サービス利用者見込数(人)	41	57	57
	実績値	39	129	121
療養介護	サービス見込量(人日分)	2	2	2
	実績値	2	2	2
	サービス利用者見込数(人)	2	2	2
	実績値	2	2	2
児童デイサービス	サービス見込量(人日分)	721	725	729
	実績値	819	1,021	1,065
	サービス利用者見込数(人)	176	177	178
	実績値	319	397	400
短期入所(ショートステイ)	サービス見込量(人日分)	126	132	138
	実績値	180	206	173
	サービス利用者見込数(人)	20	21	22
	実績値	41	51	52

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値

## ● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	人	68	159	222	244	268	295
	人日分	1,183	3,148	4,439	4,883	5,371	5,908
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人	5	11	8	11	12	13
	人日分	45	39	38	42	46	51
就労移行支援	人	3	8	6	10	16	20
	人日分	59	61	91	100	110	121
就労継続支援 (A型)	人	8	13	12	14	16	18
	人日分	164	185	237	260	286	315
就労継続支援 (B型)	人	39	129	121	133	146	160
	人日分	548	1,588	1,972	2,169	2,386	2,624
療養介護	人分	2	2	1	18	19	19
(うち18歳以上の重症心身障害児施設 利用者で療養介護に移行する者)	人分	-	-	-	17	17	17
児童デイサービス	人	319	397	400	432 (12)	442 (12)	452 (12)
	人日分	819	1,009	1,065	1,172	1,289	1,418
短期入所 (ショートステイ)	人	41	51	52	58	60	62
	人日分	180	206	210	215	220	230

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

※生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の1人あたりの利用日数は、22日を想定

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

※児童デイサービスは、平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援(児童発達支援センター、児童発達支援事業)に移行します

## ● 見込み量確保の方策 ●

- 日中活動系サービスの利用を図り、施設入所者の地域生活への移行を促します。
- 自立訓練等の利用者に対し、就労移行支援の利用を促します。
- また、就労移行支援によって就労に結びつかなかった利用者に対しても、就労継続支援の利用を促すとともに、就労継続支援の利用者が一般就労へつながるよう支援します。
- 市内の企業における障がいのある人の就労をさらに促進するとともに、障がい者団体や市民と連携し、働く場の確保に努めます。
- また、障がいのある人の企業等への就労機会の拡大のため、ハローワークとの連携を強化して、障がいのある人の雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。
- 一般就労に移行した障がいのある人が、安定した就労生活を継続できるよう就労生活の支援を行います。
- 障害者支援施設(生活介護、短期入所等)における介護職員のたん吸引等の実施に向け、施設職員等の研修参加などを促進します。
- 障害児通所支援等の障がい児の支援については、法・制度の改正等に伴う施策の方向性について、行政や実施機関が協議し連携を図ります。

### 3 居住系サービス

居住系サービスには、「共同生活介護」、「共同生活援助」、「施設入所支援」等のサービスがあります。

#### ① 共同生活介護（ケアホーム）

○ 日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域生活を営むうえで、一定の日常生活上の支援を必要とする人などに対して、ケアホーム（共同生活介護）については、家事などの日常生活上の支援に加え、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供します。

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

○ 日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域生活を営むうえで、一定の日常生活上の支援を必要とする人などに対して、グループホーム（共同生活援助）については、家事などの日常生活上の支援を併せて提供します。

#### ③ 施設入所支援

○ 障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### ● 利用状況と課題 ●

施設入所者や退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行を見すえて、グループホームやケアホーム等の提供体制を整備することが課題です。

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助 共同生活介護	サービス見込量(人分)	22	26	26
	実績値	24	28	28
施設入所支援	サービス見込量(人分)	35	82	106
	実績値	93	125	126

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値

#### ● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護(人)						
共同生活援助(人)	24	28	28	36	36	50
施設入所支援(人)	93	125	126	126	124	120

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値

## ● 見込み量確保の方策 ●

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制を目指します。
- グループホーム等の設置や小規模多機能型施設等の柔軟な運用形態の実現を目指します。
- グループホームやケアホーム等の誘致・整備を促進するため、地域住民の障がいのある人への理解を図るとともに、補助制度の活用を促進します。
- 障害者支援施設（生活介護、短期入所等）における介護職員のたん吸引等の実施に向け、施設職員等の研修参加などを促進します。



▲大垣市立かわなみ作業所通所者作品

## 4 相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービスの利用が見込まれる人や相談支援を利用するすべての障がい者または障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かい支援を行います。（平成23年度までは、指定相談支援として実施）

また、地域相談支援では、障害者支援施設などに入所している障がい者又は入院している障がい者などが地域での生活に移行するための活動に関する相談（地域移行支援）や、居宅において単身などで生活する障がい者などに常時の連絡体制を確保する等（地域定着支援）の相談により必要な援助を行います。

### ● 利用状況と課題 ●

指定相談支援（サービス利用計画作成）は、いわゆるケアマネジメントを行うサービスですが、十分その機能が果たせていないのが実情です。

今後は、行政や指定相談支援事業者等による総合的な相談支援体制の中で、当該サービスを必要とする人を適切に把握するとともに、計画策定対象者を拡大してサービスを提供していくことが課題です。

サービス	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
指定相談支援	サービス見込量(人分)	1	1	1
	実績値	1	3	3

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込み数を合計した数値

### ● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業 (か所)	5	5	5	7	9	10
基幹相談支援センター	—	—	—	0	1	1
計画相談支援(人)	1	3	3	70	120	210
地域移行支援(人)	—	—	—	20	40	50
地域定着支援(人)	—	—	—	20	40	50

※平成 23 年度においては、7 月分までの実績と見込数を合計した数値

※計画相談支援(人)は、平成 23 年度まで指定相談支援の人数とした

## ● 見込み量確保の方策 ●

- 行政と指定相談支援事業者など、関係機関との役割を明確にするとともに、相談支援体制における各関係機関の連携を強化していきます。
- 地域生活へ速やかに移行できるよう、民間における指定相談支援事業者を活用します。
- 制度の改正に伴う新たなニーズや困難事例に対応できる専門的な相談支援体制の整備を目指します。
- 個々の障がいのある人がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、専門員による訪問活動を含めた相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを目指します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて、取組みを進めます。
- 相談支援専門員による適切なケアマネジメント等が実施できるよう、人員の確保や専門的な研修への積極的な参加を関係機関に促します。

## 6 地域生活支援事業

### 1 その他の相談支援事業等

障がい者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、専門的職員を配置するなどして、必要な情報の提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

#### ● 利用状況と必要な量の見込み ●

	平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
市町村相談支援機能強化事業（件）	—	0	0	1	1	1
住宅入居等支援事業（件）	—	0	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業（件）	—	1	1	1	2	2

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

※市町村相談支援機能強化事業：市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

※住宅入居等支援事業：賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がいのある人又は精神障がいのある人（共同生活援助又は共同生活介護を利用する者を除く。）に対し、入居に必要な調整や支援等を行います。

※成年後見制度利用支援事業：判断能力が不十分な障がいのある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対する補助を行います。

#### ● 見込み量確保の方策 ●

- ▶ 気軽に相談できる体制を整備するため、ホームページなどインターネットを活用した相談支援体制の充実を目指します。
- ▶ ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするため、自立支援協議会の機能を充実します。
- ▶ サービス利用者の人権擁護や虐待防止を図るため、成年後見制度の利用を促進するとともに、虐待防止支援センターの実施に向けた研修等を行い、整備を図ります。
- ▶ 地域活動支援センターを活用し、障がいのある人のさまざまな相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行います。

## 2 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、手話通訳などの方法により、障がい者などとその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### ● 利用状況と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
手話通訳者設置事業(人)	1	1	1	1	1	1
手話通訳者等派遣事業(人)	27	29	30	32	33	34

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

### ● 見込み量確保の方策 ●

- 要約筆記奉仕員のボランティア団体及び要約筆記者と障がいがある人とのコーディネートに努めます。
- 障がいのある人に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 催し物やイベントにおいて、手話通訳者や手話奉仕員及び要約筆記者や要約筆記奉仕員の参加について働きかけます。
- 市が発行する文書等の点訳・音声訳等による情報提供を進めます。

### 3 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。

#### ● 利用状況と必要な量の見込み ●

(1年あたり:件数)

	平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
①介護・訓練支援用具	12	8	10	11	11	11
②自立生活支援用具	15	28	29	30	30	30
③在宅療養等支援用具	46	49	50	52	52	52
④情報・意思疎通支援用具	24	26	26	27	27	27
⑤排泄管理支援用具	3,710	4,006	4,326	4,672	5,045	5,448
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	5	5	5	6	6	6

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

※①介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど

※②自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など

※③在宅療養等支援用具

透析液加湿器、ネブライザー(吸引器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計など

※④情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話(貸与)、ファックス(貸与)、点字図書など

※⑤排泄管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など

※⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

#### ● 見込み量確保の方策 ●

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を目指します。

## 4 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者（児）について、外出のために、個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援を実施します。

### ● 利用状況と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	実施箇所数（箇所）	18	19	18	19	20	20
	利用者数（人）	78	93	74	81	89	98
	延利用時間数（時間）	543	757	883	971	1,068	1,175

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

### ● 見込み量確保の方策 ●

- 個々の障がいの特性に合わせたグループ支援などの移動方法を提供し、より利用しやすいサービス提供を目指します。
- サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供し、サービスを提供する事業者の拡充に努めます。

## 5 地域活動支援センター

地域活動支援センターに障がい者などを通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者などの地域生活支援の促進を図ります。

### ● 利用状況と必要な量の見込み ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	2	4	4	4	4	4
	利用者数（人）	55	45	45	45	49	54
	延利用日数（日）	26,870	17,222	20,050	22,055	24,260	26,686

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

### ● 見込み量確保の方策 ●

- 地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努めます。
- 地域活動支援センターを支援し、障がいのある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

## 6 その他の事業

その他の地域生活支援事業として、日中一時支援事業等を実施します。

### ① 訪問入浴サービス事業

- 訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

#### ● サービス現状と課題 ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴 サービス	実施箇所数(箇所)	1	1	2	2	2	2
	利用者数(人)	4	5	6	7	7	7
	延利用日数(日)	343	399	478	557	557	557

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込数を合計した数値

#### ● 見込み量確保の方策 ●

- 利用者増加に合わせてサービス事業者の確保に努めます。

### ② 日中一時支援事業

- 障がい者などの日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援及び日常介護をしている家族の一時的な負担軽減を図ります。

#### ● サービス現状と課題 ●

(1月あたり)

		平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時 支援	実施箇所数(箇所)	12	11	12	12	13	13
	利用者数(人)	57	81	89	93	98	103
	延利用日数(日)	1,747	1,994	2,193	2,303	2,418	2,539

※平成23年度においては、7月分までの実績と見込み数を合計した数値

#### ● 見込み量確保の方策 ●

- 介護者の負担を軽減するため、レスパイトサービス<sup>(※1)</sup>としての日中一時支援の利用を促進します。
- 障がいのある子どもたちが、放課後や夏休みなどに活動する場を提供し、有意義な放課後を過ごすことができるよう支援するとともに、障がいのある子どもを持つ親の就労支援と介助負担の軽減に努めます。
- 利用者数の増加に合わせて、市内サービス事業者の定員の拡張を図るとともに、近隣のサービス事業者の確保に努めます。

#### (※1)レスパイトサービス

親が介護疲れで倒れた時だけでなく、倒れる前に介護疲れから開放し休息を与えるという目的をもっています。さらに障がい児(者)をもつ親に一般の人たちと同じような就労や地域での交流、余暇活動への参加の機会を提供しようとする積極的な意味もあります。